

外形標準課税導入に関する資料

【資料一】 法人事業税への外形標準課税導入に向けた近年の政府の動き

〔導入にむけた本格的検討の動き〕

一九九六年 政府税制調査会法人課税小委員会が外形標準課税の検討を開始したが、議論をとりまとめた報告書では、「なお検討すべき課題が多い」との表現にとどまる。

一九九七年 自民党「税制改正大綱」が「所得に対する税負担の軽減や赤字法人の負担の適正化に資する観点」から「導入の検討を急ぐ」とし、政府税制調査会も「総合的な検討を進める」。

一九九八年 政府税制調査会が外形標準課税導入を検討するため地方法人課税小委員会を設置。

一九九九年 政府税制調査会地方法人課税小委員会が外形標準課税の導入を早期にめざすべきだとの「報告」をまとめる。自民党「税制改正大綱」も、外形標準課税の導入は「地方税として望ましい方向の改革」だとして「早期の導入を目指す」。

二〇〇〇年 自民党税制調査会が外形標準課税の具体案の検討を行ったが結論を得られず、引き続き検討し、早期の導入を図ることに。政府税制調査会の「答申」では、「早急に対処すべき課題」。

〔来年度からの導入をめざす小泉内閣〕

二〇〇一年六月 発足した小泉内閣の経済財政運営の基本方針である『今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針』（『骨太の方針』）のなかで、外形標準課税の「導入を図る」ことを打ち出す。

十一月 総務省が、二〇〇三年四月実施を盛り込んだ外形標準課税導入の具体案をとりまとめる。

十二月 与党税制改正大綱が、外形標準課税の導入を「望ましい方向の改革」だとして、具体化の検討を深め、二〇〇三年度をめどに導入を図ることを示す。また政府税制調査会が、総務省案を評価し、外形標準課税を「早期に導入すべき」との答申を提出。

二〇〇二年一月 外形標準課税を「景気の状態等も勘案しつつ、平成十五年度税制改正を目的にその導入を図る」とする『構造改革と経済財政の中期展望』を閣議決定

六月 八日 小泉首相が、経済財政諮問会議で、法人税制の実効税率の引き下げと課税ベースの拡大を進める考えを示す。これを踏まえ、政府税制調査会に対し、来年度税制改正で「外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引き下げ」を行うため具体化の検討をすすめるよう指示。

六月十四日 政府税制調査会が、外形標準課税を「早急に導入すべき」とした『あるべき税制の構築に向けた基本方針』を発表。二十五日の閣議では、一月の閣議決定を踏まえて、導入に向けた検討を進めることを記した『経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二』を閣議決定。

現在、政府税制調査会と経済財政諮問会議で、年末に向けて導入案を具体化する検討作業が進められている。

【資料二】 外形標準課税の導入に言及した小泉内閣の主な方針文書（抜粋）

『今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針』（昨年六月二十六日・閣議決定）

……「法人事業税の外形標準課税については、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえつつ、各方面の意見を聴きながら課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状態等も勘案して導入を図る。」

『平成十四年度の税制改正に関する答申』（昨年十二月十四日・政府税制調査会）

……「外形標準課税の導入は、景気の状態が厳しいこともあり、国・地方を通じる税制の抜本的改革と一体的に行うことが適当との意見もあった。しかしながら、課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力した企業が報われる税制の確立、真の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。」

『構造改革と経済財政の中期展望』（一月二十五日・閣議決定）

……「法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成十五年度税制改正を目的にその導入を図る。」

『税制調査会に対する内閣総理大臣発言』（六月七日）

……「来年度税制改正においては、別紙のような事項の具体化を含め、あるべき税制の実現に向け、引き続き検討を行っていただきたい。」

……「別紙」の「来年度改正の主な事項」として、「外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引下げ」

『あるべき税制の構築に向けた基本方針』（六月十四日・政府税制調査会）

……「法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。外形基準の導入により、約七割の法人が法人事業税を負担していないという「税の空洞化」の是正を図り、努力した企業が報われる税制を確立する。外形標準課税は、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。」

『経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二』（六月二十五日・閣議決定）

……「「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。」

【資料三】 現行の法人事業税の仕組みと総務省の外形標準課税導入案の内容

現行の法人事業税

所得による課税	基本税率 9.6%
---------	-----------

総務省の導入案（昨年11月）

現行の税率を半分に 残りを外形標準課税化

所得割 税率4.8%	付加価値割(A)税率0.66%
	資本割(B)税率0.48%

所得割：付加価値割：資本割 = 3：2：1

(A)付加価値割〔課税標準：付加価値額〕

付加価値額 = 収益配分額(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)
± 単年度損益(利益余剰金または欠損)

(B)資本割〔課税標準：資本等の額〕

資本等の額 = 資本金額または出資金額 + 資本積立金額

- 資本金 1 千万円未満の法人は外形部分は年 4.8 万円を限度とする
- 実施時期は、大法人は 2003 年度、中小法人は 2005 年度とする
- 経過措置として実施当初 3 年間は外形基準の導入割合は 1/4 とする

外形標準課税の導入で一部の大企業は大減税

(単位 億円)

企業名	現行の法人事業税(推計額)	外形標準課税導入後(推計額)	法人事業税減税額
トヨタ自動車	900	580	320
武田薬品工業	280	170	110
アコム	170	100	70
NTTドコモ	400	340	60
セブンイレブンジャパン	140	90	50
武富士	130	80	50
任天堂	130	80	50
オミス	130	80	50
キャノン	180	140	40
ファーストリテイリング	100	60	40
10社合計	2 560	1 720	840

注 総務省案(2001年11月に基づき、直近の企業会計年度の資料から作成)

【資料五】 外形標準課税導入による大企業への減税試算

外形標準課税導入で9割の企業が増税

	増税となる法人の割合	平均増税額
赤字法人	100%	161万円
黒字法人	77%	213万円

黒字法人の一部だけが減税

	減税となる法人の割合	平均減税額
赤字法人	0%	0円
黒字法人	23%	338万円

導入の場合の1社当たり増税額(資本金規模別・単位円)

	赤字法人	黒字法人
1000万円未満	45,722	29,444
1000万円～2000万円未満	523,401	572,151
2000万円～3000万円未満	1,036,052	841,333
3000万円～4000万円未満	1,358,138	1,520,422
4000万円～5000万円未満	2,256,750	1,590,194
5000万円～6000万円未満	2,169,584	2,228,854
6000万円～7000万円未満	3,000,138	2,425,315
7000万円～8000万円未満	2,729,177	3,044,410
8000万円～9000万円未満	3,806,142	3,286,942
9000万円～1億円未満	4,466,416	4,684,977
1億円～3億円未満	7,835,657	6,422,870
3億円～10億円未満	15,818,233	9,306,733
10億円以上	52,386,034	40,648,102

黒字増税法人の税負担倍率は、小規模企業で2.21倍、中小企業で1.76倍、大企業で1.48倍と規模が小さいほど重くなる。

【資料四】 外形標準課税導入による増税額

日本商工会議所等四団体「法人事業税への外形標準課税(総務省案)が導入された場合の税額試算結果について」(八月二十八日発表)による